

今後の政府調達運営に関する取組について

平成 31 年 2 月 26 日

政府調達の自主的措置に関する関係省庁等会議

政府調達の自主的措置に関する関係省庁等会議は、政府調達に関する自主的措置（以下「自主的措置」という。）の実施状況のフォローアップ調査及び供給者等からの意見・要望の聴取の結果を踏まえ、今後の政府調達運営に関する取組について、以下のとおり取りまとめることとする。

1. 調達は一般競争入札が原則であることに十分留意し、例外的に随意契約による場合は、1994 年 4 月 15 日マラケシュで作成された WTO 政府調達に関する協定第 15 条及び政府調達に関する協定を改正する議定書第 13 条の各事由の適用を一層厳正に行うよう努める。
2. 総合評価落札方式の実施に当たっては、手続の透明性を確保するため、平成 25 年 7 月に導入された、技術力を重視する情報システム分野の標準ガイドライン（価格点：技術点＝１：３）をはじめ、調達分野ごとの標準ガイドの一層の周知を行うとともに、当該標準ガイドの規定に従い、適切な運用に努める。
また、同方式を用いる際の要求資料は性能等を判断し得るに足る必要最小限のものにとどめるなど、供給者に過度の事務負担を課すことなく、調達側においても効率的な事務処理が可能となるよう努める。
3. 電気通信機器及びサービス並びに医療技術製品及びサービスの調達の技術仕様の作成について、①デザインよりも性能重視とする、②国際規格があればそれに基づく、③性能基準に必須でない特徴は要求しない、④技術仕様作成は公平な方法で行う、⑤「完全な説明」となるよう必要な要件の詳細をできる限り丁寧に示すこと等、自主的措置の関連規定の確実な実施に努める。
4. 情報システムの調達に当たっては、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」（平成 31 年 2 月 25 日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定。）に従い、適切な運用に努める。